

# いじめ防止基本方針

吹田市立南千里中学校

令和7年4月1日

## (目的)

- 第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。「いじめは絶対に許さない」学校を構築するため、「いじめ防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を以下に定める。

## (いじめの防止)

- 第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に取り組む。
- ① 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
    - (1) 日常的に生徒の行動の様子を把握する。
    - (2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。
    - (3) 「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止・対策委員会）」の機能性を高める。委員会の構成は、管理職・(首席)・生徒指導主事・各学年担当者・養護教諭・心理、福祉の専門的知識を有する者(SSW・SC)とし、必要に応じて関係諸機関等とも連携する。
    - (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(表1)
    - (5) 校内研修を実施する。
    - (6) 年間計画を策定・改訂する際はPTA役員会、学校評議員会に意見を求める。
  - ② いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。また、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。
    - (1) 教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育を行い、その充実を図る。
    - (2) 読書活動や体験活動を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
    - (3) 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
    - (4) 生徒会活動を活性化し、小中の児童・生徒が連携して「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
    - (5) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育及び保護者への啓発活動を進める。
    - (6) ともに学び、ともに育つ教育環境の整備に努める。

## (いじめの早期発見)

- 第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に取り組む。
- ① 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよういじめを察知し、認知する意識を持ち、兆候が見られれば複数の教職員で的確に関わる。また、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内でのいじめにも注意深く対応する。
    - (1) 日常の児童・生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候もこまめに教職員間で共有する。

- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。(保存期間3年とする)
- (3) 大阪府電話相談窓口や各種の教育相談機関の周知や、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報収集を図るため教育相談や保健室の活用を図り、教育相談体制の充実に努める。

#### (いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に取り組む。

- ① 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係学年所属教職員で対応し、「いじめ防止・対策委員会」・生徒指導主事に報告・相談する。指導に当たっては、被害生徒を守り、加害生徒の社会性向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
  - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止する。訴えや相談があった場合は、被害生徒や相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
  - (2) 事態の軽重にかかわらず、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
  - (3) 被害生徒に寄り添い、支える体制をとる。加害生徒には、必要に応じて別室指導や出席停止の措置をとる。
  - (4) 安心できる集団生活を取り戻すために、必要に応じて関係諸機関の協力を得る。
  - (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、あるいは警察とも相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
  - (6) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えられるよう指導する。
  - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(表2)
- ② 重大事態が発生した場合は、調査チームを編成し、初期調査から事態の把握・分析等を一括して行い、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
  - (1) いじめにより生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、管理職の指示で調査チームを編成して調査を行い、事態の早期解決に向け取り組む。
  - (2) 調査チームは、被害生徒・加害生徒からの聞き取りや質問紙によるアンケート調査等を速やかに行い、調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告し、改めて、要望や意見を聴取する。
  - (3) 調査チームによる調査結果は、市教育委員会に報告する。

#### (その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や生徒の実態に応じて、毎年計画を見直すこととする。ただし、生徒の状況に著しい変化が生じたり、課題解決に至っていないケースの検証等、必要に応じて適宜検討する。

(表1)

いじめ防止に関する年間計画				
	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修		参観	
5月		小中合同 あいさつ運動		PTA 役員会
6月		学校生活 アンケート		
7月	学期末集計、点検・検証		個人懇談	学校評議員会
8月	こ小中合同研修			
9月				PTA 役員会
10月	学校教育自己診断			
11月		小中合同あいさつ運動 学校生活 アンケート 土曜参観	土曜参観	学校評議員会
12月	学期末集計、点検・検証		個人懇談	
1月				PTA 役員会
2月		学校生活 アンケート		
3月	年度末集計、点検・検証・引継ぎ			PTA 役員会 学校評議員会

いじめ防止対策委員会

- ※ 道徳教育、人権教育の取組
- ※ 生徒、教職員、保護者向けの講演、講習会

